

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」PR業務委託
入札説明書

長崎県 農林部 農産加工流通課

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1)業務名

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」PR業務委託(6農流第9号)

(2)仕様

別添「長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」PR業務委託仕様書」のとおり

(3)履行期間

契約日から令和7年2月28日(金)まで

(4)履行場所

長崎県 農林部 農産加工流通課

(5)入札及び開札の日時及び場所

(日時)令和6年5月17日(金)11時00分開始

(場所)長崎県庁行政棟3階 309会議室(長崎市尾上町3-1)

・電送及び郵便による入札は認めません。

・入札及び開札の当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるため、事前に2の(1)の部局に確認すること。

(6)入札が代理人である場合の委任状の提出

- ① 入札が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
- ② 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一にすること。
- ③ 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(7)質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。(FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。)

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

(提出場所)長崎県 農林部 農産加工流通課 FAX:095-895-2592

(提出期限)令和5年5月10日(金) 17時00分

※回答については、令和5年5月13日(月) 17時までに書面(FAX)にて回答します。

(8)入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。

- ③ 入札金額(首標数字)は訂正することができない。
- ④ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- ⑤ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

【注意事項】

- ・入札書は、封かんのうえ、封筒に会社名、委託の名称、商号又は名称(代理の場合、氏名)を記入し、提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・入札書の宛名は、長崎県知事 大石賢吾 宛としてください。

(9) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を納付すること。

入札保証金を納付する場合は、令和6年5月10日(金)17時までに、農産加工流通課へ申し出て下さい。「保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書」を送付しますので、令和6年5月15日(水)までに最寄りの公金取扱銀行で納付してください。納付後、入札日に、銀行の領収印が押された領収証の写しをご持参ください。

落札者とならなかった者が納付した入札保証金は、入札終了後に還付しますが、還付には相当の日数を要し、入札日当日の還付はできませんのであらかじめご了承ください。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとします。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出したとき。

・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その契約を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

- ①3,000 万円以上
- ②3,000 万円未満1,000 万円以上
- ③1,000 万円未満

(イ) 入札保証金の免除手続きは、令和6年5月10日(水)17時までに必要書類を添えて、農産加工流通課へ持参するか郵送すること。

(ウ) 入札保証金の納付は、国債又は地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・入札保証金額の計算については、消費税10%込額のさらに5%となるので1,000千円(税抜き)で入札す

る場合は、50千円でなく、55千円以上となるのでご注意願います。50千円の入札保証金の場合は、逆に909,090円(税抜き)までしか入札できず、入札は無効となります。

・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとしてください。

・同種及び同規模以上の契約の証明書等(2件)は、令和4年度から令和6年5月15日(水)までに契約を締結した場合となります。

② 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除されるものとします。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出したとき。

・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じとする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

① 3,000万円以上

② 3,000万円未満1,000万円以上

③ 1,000万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債又は地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記①から⑦により無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

② 入札者が法令の規定に違反したとき。

③ 入札者が連合して入札したとき。

④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代る担保を提供しない者のした入札であるとき。

⑨ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

⑩ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ 民法(明治29 年法律第89 号)第95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

第1回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度の入札及び開札を行う予定ですので、ご出席願います。

入札回数は3回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等はできないので3回目までの金額についても委任を受けておいて下さい。3回までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので、見積書の準備もお願いします。

なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できませんのでご協力下さい。

(12) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から5日(県の休日除く)以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- ② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(13) 競争入札の参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である
- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」PR業務委託に関する令和6年4月26日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること
- ④ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県 農林部 農産加工流通課

(電話) 095-895-2996

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

① 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和6年5月9日(木)までの間(県の休日を除く)

② 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県 農林部 農産加工流通課

(電話) 095-895-2996

委任状

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任いたします。

氏名

印

(委任事項)

1 入札番号 6 農流第 号

2 入札名 長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」PR業務委託の入札及び見積に関する一切の権限

(注) 代理人が押す印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所在地

商号又は名称

代表者名

㊞

(代理人による入札の場合は代理人氏名)

㊞

下記業務を請け負いたいので、下記金額をもって入札します。

記

¥

- 業務番号 6農流第 号
- 業務名 長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」PR
業務委託
- 履行期間 契約日～令和7年2月28日

- 備考
- 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を記載すること。
 - 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

6農流第 号

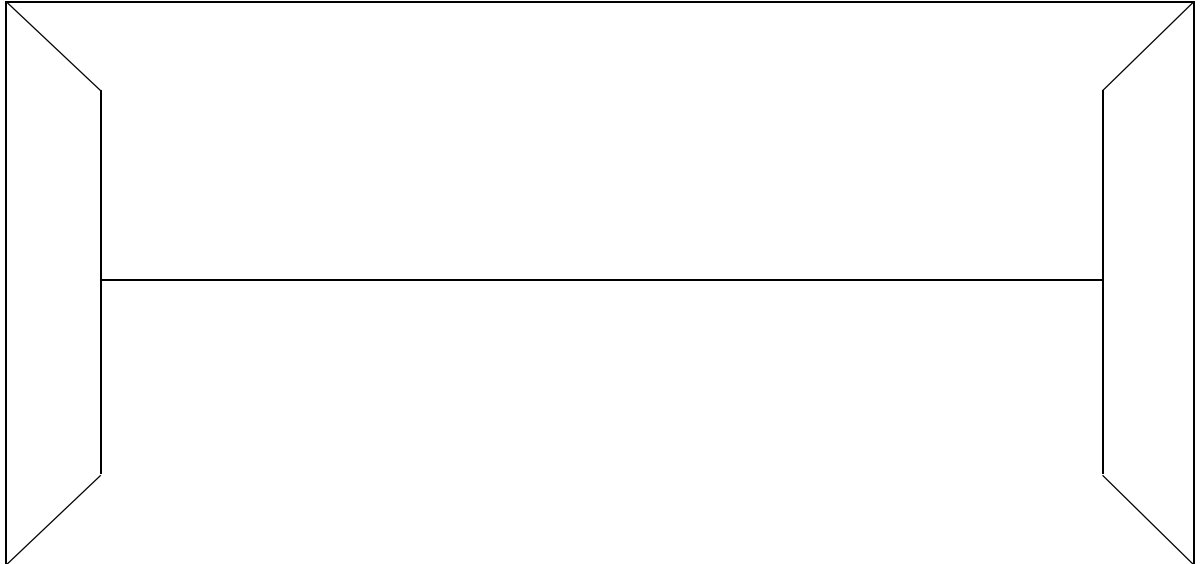
入札名 長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」PR業務委託

表

入 札 書

氏 名

裏



(参考様式)

質問書

令和 年 月 日

長崎県 農産加工流通課長 様

所在地

商号又は名称

担当者名

印

連絡先（電話番号）

（FAX）

（Eメール）

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」PR業務委託について、以下のとおり質問します。

件名：

内容：